

第23期火災予防審議会人命安全対策部会小部会（第4回）開催結果概要

1 日 時

平成29年11月7日（火） 10時00分から12時00分まで

2 場 所

東京消防庁本部庁舎8階特別会議室（千代田区大手町1-3-5）

3 出席者

(1) 委 員（敬称省略：五十音順）

石中 良治、大宮 喜文、佐伯 正人、鈴木 恵子、深作 昌広

（計5名）

(2) 東京消防庁関係者

参事兼予防課長、防火管理課長、予防部副参事（予防技術担当）、予防対策担当係長、
自衛消防係長、係員6名

（計11名）

(3) その他

傍聴人

（計 2名）

4 議 事

- (1) 自衛消防活動中核要員の算定基準の見直し
- (2) テナントへの自衛消防活動中核要員配置に向けた検討
- (3) 教育・訓練に関する検討
- (4) 新たな技術の活用に関する検討

5 資料一覧

- (1) 中間答申に向けた審議・検討スケジュール…………… 資料1
- (2) 第3回小部会出た主な意見…………… 資料2
- (3) 自衛消防隊の組織編成例…………… 資料3
- (4) 自衛消防活動のモデル…………… 資料4
- (5) 安全性を確保した上で分かり易い算定基準の見直し（案）…………… 資料5
- (6) テナント側からも中核要員が出せるような防火防災意識の醸成をはかる方策（案）… 資料6
- (7) 効率的に自衛消防活動の知識及び技術の向上を図るための方策（案）…………… 資料7
- (8) I o T等新たな技術の活用（案）…………… 資料8
- (9) 第23期火災予防審議会人命安全対策部会小部会（第3回）開催結果概要…………… 参考資料1
- (10) 第2回部会の検討結果を踏まえた今後の検討の方向性（第3回小部会資料4）…………… 参考資料2

6 開 会

事務局から、委員5名が出席している旨の報告が行われた。

7 議事

[議長]

議事次第に従って進めます。

(1)自衛消防活動中核要員の算定基準の見直し、について資料の説明をお願いします。

[事務局]

資料1は、いつも会議の冒頭に確認している資料です。

今回は最後の小部会で3番の内容について検討します。

3番には、この資料ではまだ大雑把な主題しか書いていないので、前回の小部会で別の資料を使って確認しました。

その資料が参考資料2です。

この資料を基に今日の議題の概要を説明します。

Iは、前回の小部会で見直し案を示して意見をいただきました。

今日はその意見を反映させた見直し案を作ったので、それについて意見をいただき、まとめに入りたいと考えています。今日の議事の(1)にあたります。

IIからIVまでも今日、それぞれ資料を準備しています。それぞれ意見をいただき、まとめに入りたいと考えています。議事の(2)から(4)にあたります。

以上が、今日の大きな流れです。

資料2は前回の小部会で出た主な意見です。

1番は活動モデルに関する意見です。

当日、回答したものもありますし、今日の資料4に反映させたものもあります。後ほど資料4のところで説明します。(2)(5)

2番は算定基準の見直し案に関する意見です。

(2)(3)(6)は、オフィスのようにその建物に慣れた人が利用する建物と不特定多数の人、場合によっては初めての人が利用する建物では状況が違ふという意見です。

また、前回の小部会では人数算定が用途によらず一律に増えていくやり方を提案していましたが、そのことについて意見がありました。(4)(7)(8)

(9)は、自衛消防活動中核要員制度の目的を明確にすべきという意見です。

今日の資料5に反映させました。後ほど説明します

3番は試験制度についての意見です。

防災センター要員の活動とテナントの従業員（自衛消防隊員）の活動は違ふにもかかわらず現行の制度では同じ試験範囲になっていて、そのことが資格取得の障害となっていて、現実と制度の乖離が生じている、それを直した方がいい、という意見がありました。(2)(3)

今日の資料6、資料7に意見を反映させたので、後ほど説明します。

4番は、1番から3番までに分類できなかった意見です。

今年度、事務局で一番検討をお願いしたいと考えているのが自衛消防活動中核要員制度の見直しですが、ここに出ている意見は、それをどのように浸透させていくか？建物の安全を高めることにつなげていくか？という話になり、中間答申の中で記載していきたいと考えています。

次に、資料3を説明します。

この資料を説明する主旨ですが、今年度は自衛消防活動中核要員制度を中心に議論をお願いしています。この制度はある程度規模の大きな建物の話です。

消防法では規模が小さいものも含めて全ての建物で用途によって、収容人数が、10人、30人、50人という基準を超えると防火管理者を選任し、消防計画を作成し、消防計画の中で自衛消防隊を編成し訓練を実施するように決められています。これは規模によらず共通している法令事項です。

中規模、大規模な建物になるとさらに自衛消防に関わる3つの制度（自衛消防活動中核要員、防災センター、自衛消防組織）が付加されるということを確認するために資料3を作成しています。

[庁内関係者]

資料3の「自衛消防隊の編成のイメージについて」説明させていただきます。

1番は建物の大小、建物所有者、テナントに係わらず共通する事項になります。

消防法により、建物の全体の収容人員が一定以上の場合、建物所有者、建物内の各テナント（事業所ごと）に防火管理者を置き、消防計画を作成します。その消防計画の中で自衛消防隊の編成を定め、定期的に自衛消防訓練を行うことになります。

自衛消防隊の隊員の人数は、法令や条例での決まりはありませんが、東京消防庁では、初期消火班、通報連絡班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班などの班を編成し、隊員を配置するように指導しています。

訓練は、不特定多数の人が利用する建物の場合は年2回以上の消火及び避難の訓練が義務付けられ、その実施を消防機関に報告することが義務づけられています。

2番は中核要員が義務となる建物（資料では自衛消防の3つの制度のうち、中核要員のみ該当して

いる規模を中規模と定義)です。

この建物では自衛消防隊の中に、自衛消防活動中核要員(自衛消防技術認定証の保有者)の配置を義務づけています。

中核要員は、隊の中で中心となって活動する役割を担っており、中核要員だけで自衛消防活動を行うものではありません。

中核要員は、建物の用途や収容人員により人数の定めがありますが、どこに配置するのかについては建物の管理に任されています。

3番は大規模で、自衛消防活動中核要員のほか、防災センターの設置や自衛消防組織が義務となる建物の場合です。

自衛消防組織が該当する場合には、統括管理者と初期消火班、通報連絡班、避難誘導班、応急救護班の班長(4名)に資格者(自衛消防業務講習修了者)を置くことが義務付けられています。

防災センターが該当する場合は、防災センターには、消防用設備等の監視・操作のために、所定の講習を受けた、防災センター要員(防災センター要員講習修了者)を配置することが義務付けられています。

※補足

東京消防庁管内では自衛消防業務講習と防災センター要員講習はセットの講習になっており、2つの講習を2日間で実施している。甲種防火管理者の資格所有者には科目免除もある。

続いて、資料4 自衛消防活動のモデルについて説明します。

これは、前回使用したものを、いただいた意見を踏まえ、改良したものになります。

1-1(3ページ)は、現行制度のモデルで、変更はありません

(2)-①は、効率化を図ったモデルで、防災センターが該当している建物をABCの3つに分けました。

A(4ページ)は、主な建物利用者がその建物になれている場合、事務所や工場などです。

B(5ページ)は、建物利用者が建物に慣れていない場合、ホテル、飲食店、物販などです。

C(6ページ)は、通常、屋内消火栓の操作は2人以上で使用することを薦めていますが、1人でも使用できる屋内消火栓(易操作)が開発され、普及してきているので、1人操作の消火栓が設置されている場合です。

(2)-②-A(7ページ)は、防災センターが該当していない建物で、1社が使用している場合で、変更はありません

(2)-②-B(8、9ページ)は、防災センターが該当しておらず、複数のテナントが入居している建物で、放送設備が設置されていない場合(放送設備有りは8ページ、放送設備無しは9ページ)を追加しました。

変更部分について説明させていただきます。

4ページ((2)-①-A)防災センター該当で、利用者が建物に慣れている場合のモデルになります。

これは前回の防災センターが該当している建物の効率化モデルと同じようなものになります。

5人の資格者がセンターに配置されていて、災害が発生した場合、2名がセンターに残り、3名が現場に駆け付けます。

利用者は建物に慣れている、ほとんどが従業員であるため、避難誘導には資格者以外の隊員をあてています。

前回、防災センター評価制度との整合性の意見をいただきました。防災センター評価制度では防災センターの人数が最小になる時、営業時間外等を想定して評価を行うため、防災センターにいる人の人数も少なくなります。一方、今回お示しするモデルについては営業時間中で建物内に人も多くいる時間帯で、防災センターのスタッフも十分にいる状態を想定しているため、人数については合わないところがあります。それは想定する時間帯の違いからくるものになります。

続きまして、5ページ((2)-①-B)防災センター該当で、利用者が建物に慣れていない場合の想定になります。

これは、4ページと同様、防災センターには5名の資格者が配置されており、3名が現場に駆け付

けますが、利用者が建物に慣れていないため、避難誘導に資格者を1名配置しています。

屋内消火栓の操作に資格を持たない隊員1名を充てていますが、このような建物は法令で年2回の訓練が義務付けられている建物であり、教育しておくことで補助ができるものと考えられます。

6ページ(2)①-C)は防災センター該当で、一人でも操作できる消火栓が設置されている場合になります。前の2つと同様に、防災センターには5名の資格者が配置されており、3名が現場に駆け付けますが、消火栓の操作が1人でできるため、消火と区画形成、避難誘導に各1名の資格者を配置しています。

9ページ(2)②-B-b)防災センター非該当で、複数テナント入居、放送設備の設置が無い場合のモデルになります。

放送設備がないため、建物内への出火場所等の周知は遅れますが、資格者が全員出火階に駆け付け活動を行うことで、同じ5名で被害の拡大は防げるものと考えられます。

2番については地震発生時の活動モデルで前回お示したものと変更ありません。

[事務局]

資料5が基準の見直し案に関する資料です。

前回は意見をいただいていますので、それを反映させています。

まず1ページ1番で自衛消防活動中核要員を配置する目的を明確にしました。

(1)では、災害活動の困難性や人的な危険性が高い建物の自衛消防活動能力を一定水準以上に保つという目的を挙げました。

資料3で全ての規模の建物には収容人数が一定以上になった場合、防火管理者を置き、消防計画を作成し、その中で自衛消防隊を編成し、訓練を行うなどのことが消防法令で決められています。自衛消防中核要員の制度は、それにプラスして資格者を配置するという趣旨です。

(2)は自衛消防中核要員の役割です。災害発生時に中心となって活動し、資格を持っていない隊員をまとめたり、平時の教育訓練も中心となってやってもらう役割を資格者に担ってもらうという趣旨です。

1ページの2番は、自衛消防活動に必要なこと(火災時、地震その他の災害時)です。この部分は、前回の資料と大きく変わったところはありません。

2ページの3番は、現行の自衛消防活動中核要員の算定方法です。

(1)は、面積で計算するものです。

(2)は、収容人員で計算するものです。

2ページの4番は、見直しの考え方です。

また、3ページの5番は見直し案です。

資料4で火災時に5人いれば対応可能だというモデルがありましたが、それに面積によって資格者を加算する案です。これは前回と同じです。

その下に(1)(2)で個々の要素の考え方が記載してありますが、(2)の②までは前回の小部会の時の内容と同じです。

(2)の③からが前回の小部会の内容を受けて修正した部分です。前回は、用途によらず同じ算定方法にする案を示していましたが、建物の用途によって利用者の属性、建物に慣れているかどうか等、が異なるので考慮すべきという意見をいただいていた。

そのため、これからお話しするように用途による差を付けました。

算定方法は2通りあります。

一つ目は中核要員が必要となる建物面積が10,000㎡未満の場合です。この場合は10,000㎡まで最小資格者数(5人)として10,000㎡を超えるごとに1人ずつ加算します。

次に二つ目ですが、必要となる建物面積が10,000㎡以上の場合、10,000㎡ごとに1人ずつ加算していきます。具体的には次のページに記載した表のとおりです。

4ページの上側に2つの表があります。表の中に見直し案の算定数と現行の算定数が記載されています。上の表がホテル、事務所、特定用途の複合で、現行と見直し後の数値が書かれています。

下の表が飲食店、劇場、病院の場合です。現行収容人数で人数を計算していた建物です。

この表でポイントは3つあります。

一つ目、加算する人数が10,000㎡毎に1人ずつ増えていきます。

二つ目、今まで収容人数で算定していた用途の建物も面積で計算することになっています。

三つ目、事務所の用途は、ホテル等の不特定多数の人が利用する建物と差を付けました。

具体的には、ホテル等では10,000㎡未満で5人から増えていくのに対して、事務所は30,000㎡で5人から増えていきます。

また、前のページ、3ページに戻って、④に一人ずつ加算していくのを10,000㎡毎とした理由をまとめています。

一つ目、消防法の自衛消防組織の設置が義務付けられる建物の面積が10,000㎡以上からということです。

二つ目、現行の自衛消防活動中核要員の制度で加算する人数が最小となる基準、一番緩い基準と言えるものが10,000㎡となっていることです。

4ページ下側に今回の見直し案と現行の算定方法の違いのイメージ図を示しました。

改正案のイメージは右側のグラフですが、用途の違いは実線から点線、直角に上がって右斜め上に伸びていくところに変化させることによって差を付けました。

また、5ページの6番で見直しにあたり必要な留意事項をまとめました。前回の小部会でも同じ内容を記載しています。

以上で資料1～5まで説明しましたが、ここままで確認や意見をいただきたいと思います。

この議事で特に意見をいただきたいのは資料5の見直し案についてです。

前回意見をいただいたように資料5の中で自衛消防中核要員を配置する目的を明確にしたり、算定方法を見直す際に用途による考慮をして差を付けました。

現行の自衛消防中核要員制度の算定方法や国でやっている自衛消防組織の制度の内容も考慮して10,000㎡毎に1人ずつ加算するという案にしています。

この辺りについて意見を頂ければと思います。

以上で説明を終わります。

[議長]

資料1～5と、参考資料2について説明をしていただきました。

主に資料5について意見を伺いたいということでした。資料5について、また、他の資料についても意見ある方はお願いします。

[委員]

災害活動の困難性と人的な危険性とは、具体的にどのようなことを言うのですか。

[庁内関係者]

自衛消防活動中核要員制度は比較的規模の大きい建物を対象としているため、災害が広がる可能性や建物の収容人数が多いことが想定されます。そのため、災害活動の困難性や人的な危険性があると想定しています。

[委員]

規模が大きい建物は災害活動が困難であるという考え方ということですか。

[庁内関係者]

小さい建物よりはということです。

[委員]

人的な危険性が高い状態というのは具体的にどのようなことを言うのですか。

[庁内関係者]

収容人数が多い、自力避難困難な方がいる、建物内に不案内な方が多くいる、といった状況です。

[委員]

人的な危険性については、その建物に不案内な人が多くいるといった、利用者の性質によって異なるため、規模だけで危険性が高くなるという考え方には違和感があります。

災害活動の困難性ですが、防災センターが無く、災害時に対応する(専属の)人がいない建物の方が災害活動の困難性が高い建物という見方もできると考えられます。

[庁内関係者]

防災センターの無い建物での困難性もあるとは思いますが。しかし、ここでは、面積が増えれば、火災の可能性は増えますし、面積が増えれば、収容人数が増えるので危険性が高くなる、そういった意味で書いています。

[委員]

この目的（自衛消防活動中核要員を配置する）により、見直し案も面積によって増加する人数を加算するということになっていると思います。規模だけで危険性を考えるのはあまりに一面的すぎると思います。

[庁内関係者]

自衛消防活動中核要員の制度は規模が大きければ全てにかかるという訳ではなく、用途と規模によって義務になる建物が異なります。

[議長]

資料4の活動モデルで、4ページは利用者が建物に慣れている場合、5ページは利用者が建物に慣れていない場合、として中核要員の人数は同じですが、役割を分けています。利用者が建物に慣れている場合とそうでない場合に何が違うのかと言うと、屋内消火栓と報告、避難誘導指揮のところですか。

利用者が建物に慣れていない場合は避難誘導指揮に中核要員をしっかりと置くようにする。その代わりに、屋内消火栓のところには補助という形で、資格者でなくても活動ができるよう、自衛消防隊の中で意識して人を配置するという認識でよろしいですか。

[庁内関係者]

その通りです。

[議長]

資料5で面積に応じてのみということ、在館者の特性があまり考慮されていないように見えますが、モデルの方ではそこは意識して、特性に応じて中核要員の配置を変えているようにも見えます。中核要員の配置を変えて、ある役割の資格者の数が減った場合でも、適切な活動ができる人を置いて自衛消防活動が適切に行われるように配置する。そういったことを意識してモデルを作っているということでしょうか。

[庁内関係者]

その通りです。

[委員]

2点あります。

1点目は、東京消防庁管内の対象物で、今回の改正案を適用した場合に、どの位の建物数で、どの位の資格者の数が減る、というような分析はしていますか。案のような改正をした場合にどの位の影響が出るのか、そのボリュームを知りたいというのが1点目です。

もう一つは、資料5の6番のところですか。今までは、建物内のスタッフの中で資格を持った方が何人というような規制の仕方をしていたと思うのですが、資格者が不在となる時に、資格者と同等の能力があると認める者を勤務させるものとする、ということで施設の運用時間中全てにそういった人を求めることとなります。これはかなり厳しい要求になると思うのですがいかがでしょうか。また、日頃の教育、訓練を通じて同等の能力をできると認められる者を育成するということに対して、具体的な考えはあるのでしょうか。

[事務局]

現行の制度では、条例で求める中核要員の数を満たしている建物は5割位です。

今回の改正案の算定方法に変わると、7割となり、2割程改善します。

[委員]

改善というのは適法状態になる、つまり適合率を上げることができるということですか。

[事務局]

そうです。

改正案でも3割程度の建物は適合しないまま残ります。その3割に対してはこの後に説明する資料で提示する方法などを通じて改善を求めていくことを考えています。

[委員]

適合率を上げるというのは行政的な目的で今回のミッションの重要なところではあると思います。

しかし、市民生活の目線で考えた時は、どの程度の影響が出るのか伺いたいと思いました。つまり、

中核要員の義務が課せられている建物のうち、どの位の建物が今回の改正案の影響を受けるのかということ、どの用途、規模でどの位課せられていた中核要員の数が減るのかということですが、

大まかなものとしては、東京消防庁管内で、義務付けられていた中核要員の総数が、改正案によってどの位減るのか知りたいと思いました。

[庁内関係者]

中核要員を配置する義務がある建物数は改正によって変わりません。

[庁内関係者]

人数としては、建物規模が小さいものなら、現行は7人が最低人数になっているので、それが5人になることで2人少なくなります。

[委員]

そのようにして減少した総数はいくつになりますか。

[庁内関係者]

3割程度減少します。

[委員]

現行必要されている数の3割が減るというイメージですか。

[庁内関係者]

減少の幅は建物の規模などによって異なります。2人という建物もあれば10人減るような建物もあります。

7人が義務となっている建物では2人減り5人となります。100人が義務になっているようなところでは数十人減ることになります。

[委員]

中核要員の人数の減少が図などで視覚的に見られると解かり易くて良いと思います。

[事務局]

2点目ですが、これは資格者を常時置くべきかどうか、という課題が出てくることを意識して書きました。常時配置が理想ではあります。しかし、現行でも資格者の配置数は決めています。その資格者は勤務サイクルなどにより常時いるわけではありません。常時いること、とするとかなりの規制強化になってしまい現実的でなくなります。資格者の数を常時とするのではなく、日頃の訓練などを通じて、自衛消防活動を適正に行える態勢を常に確保してもらうことを意識して、このように書きました。

[委員]

そうすると、訓練の時にどのようなことをするか、という具体的なところを発信していかないと実施していくのは難しいと思います。

[庁内関係者]

これについては後程説明する資料7でも関係してくるので、そこで合わせてご意見をお願いします。

[委員]

今の適合率のところで質問があります。

今回のある意味での緩和をすることで2割位適合するようになるということですが、この2割の中に、さぼっている建物というのは含まれないのでしょうか。

現状として、建物によってそれぞれ課題があり、目一杯努力して資格者を出している建物と、そうでない建物があります。まだ資格者を出す余地があるような建物では、資格取得を推進する必要があります。2割の中にそのような建物が入ってしまうとすると、それは良くないと考えます。

また、そこまで求めるかは別ですが、防災センターに関係する全てのスタッフが資格を取る、というのは防災センターのクオリティを高める、という点で有益であると考えられます。しかし、自衛消防技術認定の資格を防災センターのスタッフが目一杯取得している状態で資格者が足りないという状態になるとテナントに取得を促すようになると思います。

そうなった場合、特にオフィスビルではテナントの従業員の方に資格を取得してもらうよう促すのはかなり厳しい現状があります。以前お示しいただいた、ヒアリング等の実態調査でも同様の意見があったと思います。

また、その実態調査の資料では、防災センターのスタッフが何人いて、そのうち資格者が何人と言う整理の仕方はしていなかったと思うので、そのような実態の値を知りたいと思いました。

[事務局]

手持ちのデータでわかる状況をお話しします。

以前も話題に出た資格者が0人という対象物は本改正案を適用した場合も不適合のまま変わりません。このような建物については改正後も消防が積極的に指導する必要がありますし、建物側も資格取得を推進していく必要があります。

防災センターの勤務人数と資格者の人数、現行必要とされている資格者数、それがどの位減少するか、という数字を並べたデータは、いくつかサンプルを用意すると良いので、それについては検討します。

[庁内関係者]

先ほどの委員からの質問で、現行の制度が課せられている建物（東京消防庁管内）は約2,800で、その建物に求められている資格者数を合計すると、約36,000人です。36,000人の約3割が減少することになります。（だいたい、36,000人⇒25,200人）

[委員]

資料3の3ページに大規模な建物の自衛消防隊のイメージがありますが、これは自衛消防組織の本部隊と地区隊の配置イメージかと思います。事務所A、B、飲食店Cなどのテナントに中核要員が配置されていますが、これはテナントの従業員でしょうか、防災センターの方でしょうか。

[庁内関係者]

この中核要員はテナントの従業員というイメージで作成しています。防災センター以外のところにいる資格者は、防災センター以外の従業員です。

[委員]

防災センターに必要な資格者が集中しているというのが実情だと思いますが、このイメージであえて事務所など各テナントに資格者を置いているということは、この形態を目指しているのでしょうか。

[庁内関係者]

防災センターに資格者が集中しているという現状は把握しています。

先ほど説明にも出ましたが、中核要員の配置場所には特に規制がありません。また、実際の建物でもテナントから資格者を出しているケースもあります。一方で、防災センターに集中しているという実態もあります。

このイメージでは各テナントに資格者を配置するバージョンにしています。

どちらの形態を目指しているのか、という質問についてですが、これには、資格者が建物の各所にいて、最寄りの方が素早く対応できるという考え方と、防災センターから駆けつける方が効率的な活動ができるという考え方があります。

建物の実情に応じてどちらの方法で管理する方が安全上望ましいのか、建物ごとに考えて、それぞれに望ましい方法でできればと思います。

[委員]

ではこのイメージはテナント毎に置くということを推奨するものではないということですね。

[委員]

先ほど、義務として求められている資格者の総数が36,000という話がありましたが、建物に置かれている資格者はどの位なのか。

[庁内関係者]

数としては7割程度が置かれている状況です。

※補足；25,200人程度、ただし、建物により、かなり多めに資格者を置いている場合もあるので、建物の充足状況とは必ずしも合わない場合がある。

[委員]

そうすると今回の改正でほとんどが満たせることになるのですか。

[庁内関係者]

先ほど事務局から話がありましたが、建物としては7割位が必要な資格者人数を満たすことになります。

[庁内関係者]

現在の規則で必要数を算定すると36,000人が建物に必要とされ、そのうち26,000人が建物に登録されている状況です。ただ、この26,000人には10人必要な建物に15人資格者がいるようなものも含まれています。

[委員]

資格を取得する時に、どこの建物に勤務するという情報を収集すると一つチェックができるのではないのでしょうか。

[庁内関係者]

現在、受験票に勤務先を記入する欄があるのですが、警備会社の従業員は〇〇警備というように会社名を記入することも多いのでなかなか正確な状況は収集できていません。

[委員]

今回の改正案を適用した場合に、防災センターの勤務員全員が資格者となったとしても資格者の数が足りないという建物はどの程度あるのですか。

[庁内関係者]

防災センターに勤務している人の総数を情報として把握していないので、正確な数字を出すことはできません。

[委員]

そこについては改善の余地があると思います。

防災センター要員講習も防災センターに勤務する人全員が取るように義務付けはされていないと思います。

自衛消防技術認定にしても、防災センターに勤める人は必要ですが、全員となっていないので、まだ、ここに余地がある建物も中にはあるでしょう。

その一方で、防災センターに勤める人全てが自衛消防技術認定を取得したとしても、改正案で、まだ、資格者が足らなくなり、テナント側から資格者を出さなければいけないケースがどの程度あるのか知りたいところです。というのも、テナント側から資格者を出してもらうのはかなり厳しい状況があるからです。

[委員]

実務として警備を担当しているというところで実状をお話したいと思います。

資格者を配置する義務があるので、請け負うにあたり、資格者を置くよう配慮しています。

建物を管理する上では警備だけでなく、設備員や事務員も必要になるため、資格者を出すとするとその人たち全てを合わせて出すようにしています。ただ、そうした場合も人数が足りない状態となった場合、テナントから出してもらおうかと言うと、それはかなり難しい状況があります。

資格者が無いと成り立たないという場合はこちらからも積極的に求めることはできますが、どちらがやるべきかというラインがハッキリしないため、テナント側から、資格者は管理している警備側から出すべきと言われてしまうと、なかなか必要数を満たせない場合も出てきます。

テナント側からすれば、(自衛消防の)資格者の数が足りないのは管理している側の問題だという考え方が主流です。

テナント側から出すことも必要だという考えが浸透して、資格者を出してもらえるような状況となれば、数は満たせるようになると思います。

しかし、実態としてはそれが難しい状況です。

[議長]

適合率の話が出ていましたが、今までは算定方法の計算に、面積と収容人数の2通りがあったのですが、それを改正案では面積に統一することに関しては何かご意見ありませんか。

また、人数については安全性を確保した上でということで、今回、算定案が示されました。

この算定方法だと、問題点として挙がっていた、算定人数の不均衡等は解消するということなのですが、それについてもいかがでしょうか。

[委員]

面積にするもの一つの方法であるとは思いますが、やはり、用途によって危険度が変わってくるので、その要素を入れるべきではないかと考えます。しかし、その考え方でなければダメということではなく、面積でもいいのですが、用途も考慮した方がベターであると考えます。

[議長]

用途については中核要員が必要になるスタートの部分で10,000㎡から始めたり、30,000㎡だったり考慮しているという話もありました。

収容人数というのも一つの対象になるのではないかということについてはいかがですか。

[委員]

むしろ、今回の案ではかなり資格者の必要数が減ると思います。これはクオリティの低下を招かないのでしょうか。

現状の問題というのは、必要人数が過分になってしまう算定方法と、現場が資格を取得できていないという2つの問題があると思います。

全体的に緩和して全体の敷居が下がるというのは少し大丈夫なのかなという心配があります。そのため、用途を考慮すべきであると考えます。ただ、用途を考慮した時に最初出ていたようにホテルにコンビニがつくと必要数が減ってしまうという逆転現象もありましたから、そこは上手くやる必要があると思います。

そもそも、何人いればいいのか、ということがあるのですが、今求めている数からはだいぶ減少することになるので、それについては気になることがあります。

[議長]

緩和という捉え方になるのでしょうか。

[委員]

緩和と言っていいのか、適正化と言っていいのかというところがあります。

[議長]

この改正案でケーススタディはやられているのでしょうか。

[庁内関係者]

改正案では大部分では人数が減少します。一方で、数は少ないのですが、必要人数が増える建物もあります。

この制度の創設は昭和47年で、当時と比べると、建物の設備などの安全面についての規制は強化されています。その点を踏まえて、人がどの位の数必要なのかを検討したいと思っています。

昭和47年当時の建物の基準だと今の算定方法の人数が必要だとされたのかもしれませんが、現在の建物等の規制を考えると、今回考えた数というのが妥当な数だと考えています。

[委員]

消防用設備の規制の変遷を付記してもいいかもしれません。

放送設備の音声化や、易操作の消火栓がでてきたこと、自動火災報知設備の地区音響の再鳴動などを説明に入れてもいいと思います。

[委員]

資料5の4ページで、事務所など面積で算定していたものは、人数の変化がわかるのですが、収容人数で人数を決めていたものに関しては、どのように変化するのがこの資料では分からないため、問題ないかの判断もしかねます。

どのように表現したらいいのか難しい点もあると思いますが、私も協力できることがあれば協力するので、ここの変化が見える資料にする必要があると思います。

[庁内関係者]

まず、飲食店についてですが、中核要員該当となる建物は40程度です。ほとんどが10,000㎡未満のものになります。飲食店の他にはパチンコ店もここに該当します。10,000㎡を超えるものになるとパチンコ店が該当です。

今は、ほとんどの建物が複合用途扱いです。飲食店としてはだいたい4人程度減る感じです。

[委員]

劇場の方はいかがですか。

[庁内関係者]

劇場の場合は変わらないところが多いのですが、平均すると3人程度減ります。大きく人数が減る建物があるため、ほとんどは現行と変わらない建物もあるのですが、平均すると3という数字になります。

病院は平均で2名位減ります。

[委員]

病院にコンビニがついている場合は複合になりますよね。

[庁内関係]

仰る通り、今は単独の病院はあまりなく、複合用途になっていて、今も面積で資格者の必要数を算定しているものが多くなっています。

そういった現状もあるので、面積で一律にという案を示しています。

[委員]

そうすると、この表の中に、対象となる建物の数というのも入れた方が、どの程度影響が出るのかイメージし易くなります。

上の表は制度上、7～10が5になるという具合に値が入っているのですが、下の表では収容人数がパラメーターのため、現行の部分が書けなかったのだと思います。

ここは括弧書きでもいいので、現行の建物で何人～何人となっているものが6人になる、といったように記入した方が良いです。

ブラックボックスとしないで、値が入ることで、これなら良い、悪い、の判断ができるので、資料としてはそのようにした方がよいと思います。

[庁内関係者]

データを再度検討します。

[議長]

まだ意見のある方もいるかと思いますが、残りの資料の説明もあるので次の議事に進めます。後程ご意見いただければと思います。

議事(2)テナントへの自衛消防活動中核要員配置に向けた検討、について資料の説明をお願いします。

[庁内関係者]

資料6「テナント側からも中核要員が出せるような防火防災意識の醸成をはかる方策(案)」について説明します。

1番は周知指導方法です。

今までの指導は主に建物管理会社や所有者に対するものが多く、テナントへの指導が不足している状況がありました。

あらゆる機会をとらえてテナントへも指導していくよう考えていきます。

2番の自衛消防に関する他の資格を活用するということところです。

現在は自衛消防活動中核要員になるためには自衛消防技術認定試験を受けて合格する必要があります。試験では、自動火災報知設備や放送設備などの設備の取扱いが出題されますが、テナント従業員は建物でそれらの設備を操作・練習する機会がないため、勉強すること自体が難しいという問題があります。

(2)テナント側の従業員から中核要員を出してもらおう対策として、講習であれば講義の中で学習できることから、自衛消防業務講習の修了者を活用できないか検討したいと思います。

(3)代替策の検討です。検討にあたっては、講習修了者の活用については代替策であるため、建物の状況に応じて一定の条件を付けることが考えられます。

条件例1は複数のテナントが入居している場合は建物に建物全体の防火管理者として統括防火管理者の選任が義務付けられることから、統括防火管理者は講習修了者ではなく、試験に合格した者とし、建物内のテナントに訓練等の機会に自衛消防活動に関する教育をおこなうこととします。

条件例2の①は階や一定の面積ごとに自衛消防に関する資格者を置くこととするものです。②はスプリンクラー設備が設置されていることなどの条件を満たす場合などに自衛消防業務講習の修了者を中核要員として配置可能とするものです。

(4)試験と講習の場合の比較になります。

試験は1日で済みますが、事前に学習する必要があります。講習は2日かかりますが、事前学習の必要はありません。また、防火・防災管理講習の修了者であれば、1日で取得することができます。

「資格の期間」は試験には受ければ再講習がありませんが、講習は5年ごとに再講習を受講する必要があります。

以上を踏まえて代替策の検討をお願いします。

[議長]

質問等ある方はお願いします。

[委員]

受講料等の費用がどの程度かかるか教えてください。

[庁内関係者]

自衛消防技術認定試験は5,400円です。
講習の受講料は35,000円です。
再受講の場合は1日の講習のため少し安くなります。

※補足

自衛消防業務講習については、東京では防災センター要員講習と合わせて受講します。新規講習の場合は2日間の講習となっていて、甲種防火管理者の資格有無により科目免除が受けられます。科目免除の有無によっても受講料が異なります。

東京防災設備保守協会が行っている講習は防災センター要員講習と合わせて実施され、新規が35,100円（2日間）、科目免除33,000円（1日）、再講習は21,000円（1日）となっています。

[委員]

質問ではなく意見です。

テナントの中に（自衛消防活動の）中核になる人というのは必須であると思います。しかし、中核要員になるために現在必要となっている自衛消防技術認定の試験内容は、直近の試験内容も確認しましたが、オフィス等のテナントの方を想定した場合はミスマッチです。

テナントの方は防災センターに来て機器を操作しません。

また、自衛消防業務講習の実技について、こちらの内容はよく存じませんが、放送設備の操作などをやっているようなら、それもテナントの方が実際に携わることのない内容です。実際に携わらないことがメインになってしまうと、それを受講する人にとっては有益なものにはならないでしょう。

中核要員になるためには自衛消防技術認定の資格が前提になるのですが、その試験の内容にミスマッチがあって、そういった現実もあるということを確認して考えてほしいところです。

もちろん、テナントには中核となる人は必要で、その人たちに求められる知識やスキルはあると思います。しかし、現在の資格の方向性はそこに合っていないと言わざるを得ません。

[議長]

他に何かありませんか。

中核要員の制度は、重要であると考えていますが、適切な人数を考えた場合に、今回示された改正案、その案の人数となった場合に、従来と安全性が変わらないということをフォローするために、委員の方からあった意見も踏まえ、皆様に十分に説明ができる内容にしてほしいと思います。

よろしければ次の議事に進めます。教育・訓練に関する検討について、資料の説明をお願いします。

[庁内関係者]

効率的に自衛消防活動の知識・技術の向上を図るための方策について説明します。

先ほども指摘がありましたが、現行の講習会や試験は自衛消防活動の全てに対応できるよう包括的な内容のものとなっています。建物内での役割に応じて必要な能力を伸ばしていく機会を提供するために次のような方策を考えました。

1番は、ウェブ教材などで自分の好きな時間に、自分の担当する分野を選択して学習ができるものを提供する。

2番は自衛消防技術向上のための実技講習会ということで、消火や避難など受講者が自分の役割にあった部分のみを受講できる実技講習会を開催するというものを考えています。

3番は今まで自衛消防訓練と消防の係わりとしては、建物の防火管理者が計画したものに対して、こうした方がよかったなどアドバイスをし、単発に終わるようなことが多かったです。訓練指導を継続、向上的に行い、活動能力のレベルアップが図れるような指導を考えていきたいと思っています。

以上のようなことを実践していきたいと思っています。

資料の説明は以上になります。

[議長]

何かこの資料に対する質問等ありますか。

[委員；鈴木委員]

以前の部会で、ウェブ講習にした場合の本人認証をどうするかという話があったのですが、それについて何か新しい情報はありますか。

また、今までは資格者というのは事業者側が用意するという感覚です。

非正規雇用が増えているという話も最初の部会でありましたが、試験や講習で取得する資格より

も軽い形で、なおかつテナントで働く方々が採用の際にプラスαとして考慮してもらえるような資格になるといいのかなと思いました。

後半は感想的なものですが、本人認証のところについてお願いします。

[庁内関係者]

資料7で示したウェブ教材は資格を与えるというものではありません。そのため本人認証等については考慮していません。

資料7の教材は資格以外で自衛消防能力を伸ばしてくためのものです。自分の担当する活動についてもっと詳しく知りたいといった時に利用するための教材です。

[委員]

資料7の2の実技講習会で、④に非常用エレベーターの操作方法というのがあるのですが、これはテナントの方々も対象となる講習でしょうか。

[庁内関係者]

2の実技講習会は選択性です。そのため、建物の消防計画でテナントの方も非常用エレベーターを操作する可能性がある、自分の建物では実機を使用して練習できない、といった場合に選択して受講できればいいというものです。

[委員]

必須ではないのですね。

[庁内関係者]

その通りです。

[議長]

このウェブ教材は自己学習ツールということで、誰でも受けることができるものだと思います。中核要員の方が自衛消防活動に関わる知識の復習や向上に使用することも想定していると思います。

また、資格者でない自衛消防隊員が中核要員をフォローできるようにこれを利用するというのも想定しているという認識でよろしいですか。

[庁内関係者]

資格の有無に関わらず使えるものとして考えています。

[議長]

自己学習ツールですから技術的な内容が多くなると思うのですが、資格の無い方には資格取得の必要性を啓発するような内容も考えられているのでしょうか。

[庁内関係者]

その通りです。

[庁内関係者]

ウェブ学習ツールも実技講習会も項目を細かくピックアップしているのですが、東京消防庁で整理している項目はここで提示したものになるのでしょうか。

[庁内関係者]

今回お示したのは案なので、この他にも、こういったものが必要である、といった意見があればお願いします。

[議長]

震災対応もこの中に加わってくるのではないかと思います。

他にご意見がなければ、次の議事に移らせていただきます。

議事(4)の新たな技術の活用に関する検討について説明をお願いします。

[事務局]

資料8をご覧ください。この資料の2ページ目の真ん中までは以前の小部会、部会で見た内容です。今回新たに加えた部分は2ページ真ん中から下です。

以前小部会で情報提供したスマートフォンを活用した自衛消防活動支援システムの記事を3番に事例紹介として掲載しました。

また、3ページの4番にまとめを記載しました。

以前も意見が出ましたが、IoTの技術を使って自衛消防中核要員を減らす方策を考えるのは現時点ではまだできないかと考えていますし、先ほどの資料5でもそのような考え方は使っていません。

ただ自衛消防活動の効率化や建物の維持管理に活用できれば有効な技術もあるため、二年目も引

き続き情報収集をしていく、というまとめ方をしました。中間答申でもそのようなまとめ方にしたいと考えています。

以上で説明を終わります。

[議長]

2ページ目の3番の事例紹介は、現在は(1)のみとなっていますが、これは後程追加するイメージですか。

[事務局]

来週も展示会へ行って調査してきますが、活用できそうなものがあれば今後追加していきます。

[議長]

委員の方々からも、こういったものが使えるのでは、というものがあればご意見いただければと思います。

一通り資料の説明を頂いたので、資料1から8までを通して、ご意見等あればお願いします。

[庁内関係者]

補足の説明で最初の方に戻るのですが、中核要員の算定方法の見直しで用途の考慮がどうかという意見がありました。

今回の案を示すにあたり、当庁内でもいろいろ検討しました。

まずは、中核要員が要るか要らないかの入口で用途・規模によって分けています。

不特定多数の人が利用する建物では小さい規模から義務化しています。

ここで用途の考慮はしていると考えています。

面積が増加するごとに加算していく数を、10,000㎡を単位にしていることについて、10,000㎡が適正であるのかというところではありますが、消防法で義務化している自衛消防組織は10,000㎡から組織を編成するようになっていきます。これは用途による違いはありません。そのため、消防法の制度と合わせる形で、用途に関係なく10,000㎡を単位として増加していくようにしています。

全体的な考え方としては、用途については入口の部分で考慮しているという考えに基づいているということをご理解いただければと思います。

[事務局]

何点か補足をします。

先ほど委員の方から質問のあったeラーニングの話ですが、前回の部会で総務省消防庁の方が国全体の動きを見ながら検討していきたいという話をしていました。

過去にも防火管理者講習等をeラーニング化できないかという検討がされた時がありました。

申請や届出と違い、知識の習熟度を求めるものについて電子化するのは難しいということで、一度俎上に上がったのですが、結果としては対象から外れています。また、最近の話を聞いていても特に動きは無いようです。

東京消防庁が先行して行うというのも場合によってはあるかもしれませんが、消防庁の動きを見据えて東京消防庁も対応を検討することになるかと思えます。

資料3の3ページのイメージ図について、委員の方から防災センターがある建物でもテナントの方から資格者をたくさん出すのか、という質問がありました。資格者の配置は建物により様々ですが、防災センターがある場合はテナントの資格者は減らした方が現状の実態に合うようになるかと思えます。この資料を次回部会で使用する場合、その辺りは検討します。

資料5の5ページの6番について、規制強化になり負担が増すのではないかという意見がありました。

これについて、現行の制度は、例えば資格者が30人と算定されると、その30人が常にいるかどうかまでは考慮していない制度になっています。また、ヒアリングなどで建物の関係者からお話を伺っていると、資格者数に配慮はするけども、それよりも、適切な対応ができる人を配置しているというお話が多く聞かれました。

そのため、この部分は、現在行われていることを踏まえた内容としていて、制度と実態を合わせていくということになるので、規制の強化にはならないと考えています。

[委員]

比較的規模の大きな建物はそのようにキッチンとやっているような状況かと思いますが、0人対象物のようなものはどうなのでしょう。

[事務局]

0人対象物は防災センターが無い建物多くなっています。そのような建物ではテナントの方々に資格者を出してもらわないといけません。テナントから資格者を出したとしてもその人が常に勤務しているわけではないので、資格者がいない時にはその人の代わりとなるような人の配置が必要になります。

これは中核要員にだけ言える話ではなく、防火管理者や統括防火管理者にも言える話です。選任された者が不在になるときは何らかの形でその人たちに代わる人が配置されているはずです。それをここでは書いているということです。

[委員]

明文化するということですか。

[事務局]

制度化するというよりは留意事項として示していければと考えています。

[議長]

他に何かございますか。

資料5で提示いただいた見直し案について多く意見を頂きました。それらの意見を踏まえ最終的な資料にさせていただきたいと思います。

また、資料4で効率化モデルをまとめています。

資料4で白○で示された、(資格者ではない)自衛消防隊員の能力を一定水準以上に保つということについて他の資料でも説明しています。そのあたりも資料として明確にまとめられていると、(資格者数を減らした場合でも)安全性が一定水準以上に保たれているという説明の付加になるように思いますのでよろしくお願いします。

一通り議事が終了したので、議事を事務局にお返しします。

8 閉会

事務局から第3回部会の開催日時、場所、についての連絡、次週の自衛消防訓練の見学についての連絡がされ閉会した。